

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(平成22年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合の点数。
歯科訪問診療料算定患者については項目の左に*印を付した診療行為を行った場合に() の点数を算定し、それ以外の行為は所定点数を算定。
歯冠修復物及び欠損補綴物についてのクラウン・ブリッジ維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は本早見表(3)を参照。

初診	歯科初診料218 歯科疾患管理料を算定した場合再度の初診は治療終了後2ヶ月以降	外来環 +30 初診時1回限り	時間外 +85	休日 +250	深夜 +480	乳 +40	乳時間外 +125	乳休日 +290	乳深夜 +620	障 +175	障導 +250	乳+障 +215	乳+障導 +290	障連 +100	急性対応 1回目 +232 2回目以降 +90	
	歯科再診料 42	明細 +1	時間外 +65	休日 +190	深夜 +420	乳 +10	乳時間外 + 75	乳休日 +200	乳深夜 +530	障 +175	乳+障 +185					
医学管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》															
	歯科疾患管理料* (歯管)110 (3月以内に1回文書提供) 機械的歯面清掃加算 (2月毎, SPT算定当日は不可)+60 (注) 本加算は歯周疾患に罹患している場合が対象 フッ化物局所応用加算* (13歳未満, 修復終了後)+80 洗口指導加算* (4歳以上13歳未満, 修復終了後)+40 (注) 両加算は歯多発傾向者が対象 歯科衛生実地指導料1* (月1回, 15分以上指導) 80 歯科衛生実地指導料2* (月1回15分以上又は合計15分以上)100 (障害者歯科医療連携施設・地域歯科診療支援病院)	〔A〕新製有床義歯管理料* (装着月1回に限る)150 〔B〕有床義歯管理料 (月1回, 装着翌月とその次の月まで又は新製義歯以外) 70 〔C〕有床義歯長期管理料 (月1回, 新製義歯装着月から同一初診内で3ヶ月後以降1年以内) 60 咬合機能回復困難患者加算 (総義歯又は多数歯欠損で対合歯間の接触関係がない場合)+40 〔義調〕有床義歯調整管理料 (義歯管理料算定日以外, 月2回を限度) 30					診療情報提供料 (I)*250 障害者加算又は歯科訪問診療の患者を障害者歯科医療連携施設, 地域歯科診療支援病院, 医科保険医療機関あるいは指定居宅介護支援事業者に紹介を行った場合は所定点数に加算 +100 診療情報提供料 (II)*500 歯科特定疾患療養管理料 (月2回まで)150 共同療養指導計画加算* +100 歯科治療総合医療管理料 (月1回)140 退院時共同指導料 I* (在宅療養支援歯科診療所) (1回のみ)600 (上記以外の歯科診療所) (1回のみ)300 薬剤情報提供料* (月1回, 処方内容変更の場合はその都度) 10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合 + 3									
検査	歯周組織検査 (1口腔単位) (1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)	1~9歯	10~19歯	20歯以上	口腔内写真検査 (1枚につき)10 (1回につき5枚を限度) 電気的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) 30 2根管目から1根管につき+15 細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) 60											ブリッジ平行測定 (1装置につき) 支台歯とボンティック (ダミー) 数の合計が5歯以下 50 支台歯とボンティック (ダミー) 数の合計が6歯以上100 顎運動関連検査 (1装置につき)380 〔下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA)〕 パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB) の場合
	歯周基本検査 50 歯周精密検査 100 混合歯列期歯周組織検査 40 (プラークの付着状況とプロービング時の出血, 歯周ポケット測定のうち1つ以上) (部分的再評価は歯数に応じ歯周精密検査で算定)															
画像診断	単純撮影 (I) (フィルム料含む) () の点数は症状確認 標準型 48 (38) 咬合型 59 (49) 全顎10枚法 438 小児型 47 (37), 48 (38) 咬翼型 59 (49) 全顎14枚法 449 3歳未満の乳幼児には撮影料15/100加算	単純撮影 (II) (スタタスエックス2等) (フィルム料含む) スタタスエックス2 (カビネ使用) 1枚154 注) フィルムの算定については, 使用フィルムと四ツ切フィルムとの面積比により算定する。					パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 311 オルソパントモ型 (小) 317 (大) 315 〔6歳未満 (小) 318 (大) 316〕					時間外緊急院内 画像診断加算 (1日につき) (時間外 休日 深夜) +110				
	フィルム料 標準型 2.8, 咬翼型 3.8, 四ツ切 6.4, 小児型 2.3, 3.0, 咬合型 3.8, カビネ 4.2, オルソパントモ型 (小) 11.5 (大) 9.9, 6歳未満1.1倍 電子画像管理加算 (フィルム料なし) (電) 58 (48) (バ電) 402 (340) (他電) 213 (171)															
投薬注射	処方料 6種以下42 7種以上29 (3歳未満+3)	調剤料 1回の処方につき 内服・浸煎・屯服9 外用6	薬料 (内服・浸煎 (1日分の薬価) 屯服 (1回分の薬価) -15円 ÷10円+1点 外用 (1調剤の薬価) 注射薬剤 (1回分の薬価) (1点未満の端数は切り上げる)					処方せん 6種以下68 7種以上40 (3歳未満+3)	注) 静脈内30 射 皮内・皮下・筋肉内18							
	う蝕処置 (1歯1回につき) 18 (27) 咬合調整 { 1~9歯 40 (60) 10歯以上 60 (90) 歯髄保護処置 (1歯につき) { 歯髄温存療法150 (225) 直PCap120 (180) 間PCap 25 (38) 填塞処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき, 歯面清掃, 前処理, 材料料を含む)131 (191) 除去 (1歯につき) { 簡単 15 (23) 困難 30 (45) ポスト 50 (75) 根管内容物150 (225) 歯牙破折片除去 (麻酔の費用は別算定) 30 (45) 有床義歯床下粘膜調整処置 (1顎1回につき)110 (165) 乳幼児う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで 40 (60) 4歯以上 50 (75) 知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで 40 (60) 4歯以上 50 (75) 生活歯髄切断230 (345) 歯根完成期以前及び乳歯+40 (+60) 失活歯髄切断 (1歯につき) 70 (105) 後出血処置470 (705) 6歳未満500 (750)	歯周基本治療 (浸煎の費用を含む) スケーリング (SC) 1/3顎につき 1/3顎を増すごと 初回時 64 (96) +38 (+57) 2回目以降 32 (48) +19 (+29) (1/3顎単位) SRP及びPCur 前歯 小臼歯 大臼歯 初回時 58 (87) 62 (93) 68 (102) 2回目以降 29 (44) 31 (47) 34 (51) (1歯につき) 歯周病安定期治療 (SPT) (1口腔につき)300 (450) (3月に1回, 歯周外科手術後は月1回可) 注) 歯周基本治療, 咬合調整, 歯清, 歯周疾患処置を含む 歯周疾患処置 (1口腔1回につき) 10 (15) (歯周疾患の急性症状時又は歯周基本治療後歯周ポケット4mm以上である時に特定薬剤を注入した場合) 歯周基本治療処置 (1口腔につき) (歯周基本治療後, 薬剤による洗浄, 月1回・P処算定月不可) 歯周治療用装置 (印象, 装着等を含む) (人工歯, 鉤等は別算定) (歯肉切除手術, 歯肉剥離搔爬手術を行う場合に算定) 冠形態 (1歯につき) 50 (75) 床義歯形態 (1装置につき)750 (1125) 口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) 腫瘍摘出術等 22 (33) 口腔外外科後処置 (1回につき) 22 (33)					暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 歯周外科手術を伴わない場合及び 歯周外科手術を予定する4歯未満 (エナメルボンドシステムの場合は300点) 歯周外科手術を伴う場合の4歯以上及び 外傷性歯牙脱臼等 (エナメルボンドシステムの場合は500点) 連続鉤固定法及びレジン床固定法 680 (1020) 暫間固定装置修理 { 簡単なもの 70 (105) 困難なもの 220 (330) 暫間固定除去 (1装置につき) 30 (45) 線副子 (1顎につき) 680 (1020) 床副子 (1装置につき) { 簡単なもの 680 (1020) 困難なもの1530 (2295) 著しく困難なもの 2030 (3045) 床副子調整 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床又は 摂食機能療法に伴う舌接触補助床の場合 120 (180) 咬合挙上副子の場合 (月1回) 220 (330) 歯ぎしり咬合床 (アクチバートル式以外)1650 (2475) 歯ぎしり咬合床 (アクチバートル式)2150 (3225) 注) 暫間固定, 副子の点数は装着料を含む。印象採得料, 装着材料料は別算定。									
置	抜 髄 (1歯につき) *単根 220 (330) (歯髄温存療法後3月以内 150点減算 直PCap後1月以内 120点減算) *2根 406 (609) *3根 570 (855)	感染根管処置 (1歯につき) *単根 130 (195) *2根 276 (414) *3根 410 (615)	根管貼薬処置 (1歯1回につき) 単根 20 (30) 2根 22 (33) 3根 30 (45)	根管充填 (1歯につき) 単根 68 (102) 2根 90 (135) 3根 110 (165)	抜髄即充 (1歯につき) 《 》内は欄外「注」の歯科訪問診療料算定患者の点数 単根 288 (432) 《398》 (歯髄温存療法後3月以内 150点減算 直PCap後1月以内 120点減算) 2根 496 (744) 《699》 3根 680 (1020) 《965》	感根即充 (1歯につき) 単根 198 (297) 《263》 2根 366 (549) 《504》 3根 520 (780) 《725》	加圧根充加算 (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認必要 単根 +118 (+177) 2根 +140 (+210) 3根 +164 (+246)									
	拔牙手術 (1歯につき) *乳歯 130 (195) *前歯 150 (225) *臼歯 260 (390) 難拔牙 470 (705) (歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術) 埋伏歯1050 (1575) (骨性の完全埋伏歯及び水平智歯に限る) 下顎智歯 (骨性・水平埋伏)+100 (+150) 歯根分割搔爬術 260 (390) ヘミセクション (分割拔牙) 470 (705) 拔牙窩再搔爬手術 130 (195) 歯槽骨整形手術 骨瘻除去手術	口腔内消炎手術 智歯周囲炎の歯肉弁切除等 120 (180) *歯肉膿瘍等 180 (270) 骨膜下膿瘍, 口蓋膿瘍等 230 (345) 顎炎又は顎骨髄炎等 1/3顎未満 750 (1125) 1/3顎以上2600 (3900) 全顎5700 (8550) 口腔外消炎手術 (骨膜下・皮下膿瘍, 蜂窩織炎等) 2cm未満のもの 180 (270) 2cm以上5cm未満のもの 300 (450) 5cm以上のもの 750 (1125) 歯根膿胞摘出手術 歯冠大 800 (1200) 拇指頭大1350 (2025) 歯根端切除手術 (1歯につき) (歯根端閉鎖の費用を含む)1350 (2025) 注) 歯根端切除と歯根膿胞を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。	口腔内軟組織異物 (人工物) 除去術 簡単なもの 30 (45) 困難なもの 浅在性のもの 680 (1020) 深在性のもの1290 (1935) 歯肉, 歯槽部腫瘍手術 (エプーリスを含む) 軟組織に局限するもの 600 (900) 硬組織に及ぶもの1300 (1950) 顎関節脱臼非観血的整復術 (片側) 410 (615) 歯槽骨骨折非観血的整復術 1~2歯 680 (1020) 3歯以上1300 (1950) 創傷処理 (口腔内縫合術) 長径5cm未満 (小深)1250 (1875) 5cm以上10cm未満 (中深)1680 (2520) 5cm未満 (小浅) 470 (705) 5cm以上10cm未満 (中浅) 850 (1275)	歯周外科手術 (1歯につき) 歯周ポケット搔爬術 75 (113) 新附着手術 150 (225) 歯肉切除手術 300 (450) 歯肉剥離搔爬手術 600 (900) 歯周組織再生誘導手術 (GTR術) (材料料は別算定) 1次手術 (誘導膜の固定) 730 (1095) Pop及びGTR1次手術時歯根面レーザー 応用加算+40 (+60) 2次手術 (非吸収性膜の除去) 300 (450) 歯肉弁根尖側移動術 600 (900) 歯肉弁歯冠側移動術 600 (900) 歯肉弁側方移動術 770 (1155) 遊離歯肉移植術 770 (1155) SPT開始後の歯周外科手術は30/100で算定 頬, 口唇, 舌小帯形成術 560 (840) 腐骨除去手術 歯槽部に局限するもの 600 (900) 顎骨 (片側の1/3未満)1300 (1950) 顎骨 (片側の1/3以上)3420 (5130)												
麻酔	伝達麻酔 (下顎孔・眼窩下孔)42 (63)	浸潤麻酔・圧迫麻酔30 (45)	吸入鎮静法 30分まで70 (105) 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに10 (15)			静脈内鎮静法120 (180)										

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(平成22年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合の点数。
歯科訪問診療料算定患者については所定点数を算定。
歯冠修復物及び欠損補綴物についてのクラウン・ブリッジ維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は本早見表(3)を参照。

歯	補綴時診断料 (1口腔につき)100 (150) 注) ブリッジ、有床義歯・床裏装・追歯 (増歯) が対象	充 填 (1歯につき、材料料を除く) 単純なもの 複雑なもの 100 (150) 148 (222) 注) EE・EB、研磨に係る費用を含む。	ピン (金属小釘) 1本 2本																																																			
	歯冠形成 (1歯につき) (接着ブリッジ支台は生) (前装製造冠は) (大白歯の4/5冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り)		ロック型 6 13	スクリュー型 5 10																																																		
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">鑄造冠</th> <th>ジャケット冠</th> <th rowspan="2">乳歯金属冠</th> </tr> <tr> <th>前歯3/4冠</th> <th>前装製造冠</th> <th>1/5冠・FCK</th> <th>レジン・硬質レジン</th> </tr> <tr> <th>生 PZ</th> <td>790 (1185)</td> <td>790 (1185)</td> <td>300 (450)</td> <td>300 (450)</td> <td>120 (180)</td> </tr> <tr> <th>失 PZ</th> <td>630 (945)</td> <td>630 (945)</td> <td>160 (240)</td> <td>160 (240)</td> <td>114 (171)</td> </tr> </table>			鑄造冠			ジャケット冠	乳歯金属冠	前歯3/4冠	前装製造冠	1/5冠・FCK	レジン・硬質レジン	生 PZ	790 (1185)	790 (1185)	300 (450)	300 (450)	120 (180)	失 PZ	630 (945)	630 (945)	160 (240)	160 (240)	114 (171)	スクリュー型 (金メッキ) 11 21																													
				鑄造冠			ジャケット冠		乳歯金属冠																																													
前歯3/4冠		前装製造冠	1/5冠・FCK	レジン・硬質レジン																																																		
生 PZ	790 (1185)	790 (1185)	300 (450)	300 (450)	120 (180)																																																	
失 PZ	630 (945)	630 (945)	160 (240)	160 (240)	114 (171)																																																	
失活歯金属コア加算 (前装製造冠、全部製造冠、ジャケット冠)+30 (+45) テンポラリークラウン (1歯1回) (製作、装着、装着材料料の費用を含む) ... 30 (45) (前歯の前装製造冠、ジャケット冠及び硬質レジンジャケット冠の場合のみ) 窩洞形成 (KP) {単純なもの54 (81) 複雑なもの80 (120) う蝕歯無痛の窩洞形成加算 (う蝕無痛) (KPと充形が対象)+40 (+60) 即時充填形成 (充形)120 (180) インレー修復形成 (修形)120 (180)	支台築造 (材料料等を含む) <table border="1"> <tr> <th></th> <th>大</th> <th>前・小</th> </tr> <tr> <th>金属コア</th> <td>222 (310)</td> <td>179 (254)</td> </tr> <tr> <th>その他</th> <td>158 (221)</td> <td>147 (210)</td> </tr> </table>		大	前・小	金属コア	222 (310)	179 (254)	その他	158 (221)	147 (210)	充填用材料 (1窩洞につき) <table border="1"> <tr> <th>歯科充填用材料 I</th> <th>単純</th> <th>複雑</th> </tr> <tr> <td>・光重合型複合レジン ・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー</td> <td>11</td> <td>28</td> </tr> <tr> <th>歯科充填用材料 II</th> <td>5</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>・ガラスアイオノマーセメント ・複合レジン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>歯科充填用材料 III</th> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>・歯科用珪酸セメント ・珪酸セメント ・歯科充填用即時硬化レジン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>そ の 他</th> <td>13</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>・銀錫アマルガム</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歯科充填用材料 I	単純	複雑	・光重合型複合レジン ・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー	11	28	歯科充填用材料 II	5	11	・ガラスアイオノマーセメント ・複合レジン			歯科充填用材料 III	2		・歯科用珪酸セメント ・珪酸セメント ・歯科充填用即時硬化レジン			そ の 他	13	28	・銀錫アマルガム																					
	大	前・小																																																				
金属コア	222 (310)	179 (254)																																																				
その他	158 (221)	147 (210)																																																				
歯科充填用材料 I	単純	複雑																																																				
・光重合型複合レジン ・光重合型レジン強化ガラスアイオノマー	11	28																																																				
歯科充填用材料 II	5	11																																																				
・ガラスアイオノマーセメント ・複合レジン																																																						
歯科充填用材料 III	2																																																					
・歯科用珪酸セメント ・珪酸セメント ・歯科充填用即時硬化レジン																																																						
そ の 他	13	28																																																				
・銀錫アマルガム																																																						
修	印象採得料 (1個につき) 支台築造 (金属コアの印象)20 (30) 単 純30 (45) 連 合60 (90)	鑄造歯冠修復 (材料料を含む) (接着ブリッジ支台は生活歯前歯3/4冠に限る) (大白歯の4/5冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り) (前装製造冠は前歯に限る)	インレー																																																			
	咬合採得料 (1個につき)14 (21)		単純なもの 複雑なもの	前歯3/4冠 1/5冠 FCK 前装製造冠																																																		
	装着料 (1個につき) 鑄造歯冠修復 硬質レジンジャケット冠45 (68) その他30 (45)		乳歯	銀合金 189 (189) 291 (291) 470 (470)																																																		
	装着材料料 歯科用合着・接着材料 I16 (接着性セメント、ガラスアイオノマー系レジンセメント) 歯科用合着・接着材料 II12 (ガラスアイオノマーセメント (接着用)、 接着性複合レジンセメント) 歯科用合着・接着材料 III 4 (歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、 カルボキシレートセメント、水硬性セメント) 仮着用セメント (1歯につき) 4		前歯・小白歯	金パラ 232 (232) 376 (376) 494 (494) 434 (434) 601 (601) 1368 (1368) 銀合金 189 (189) 291 (291) 390 (390) 330 (330) 470 (470) 1230 (1230) ニッケルクロム合金 185 (185) 279 (279) 376 (376) 316 (316) 453 (453) 1191 (1191)																																																		
復			大	金パラ 255 (255) 413 (413) 483 (483) 663 (663)																																																		
			白	銀合金 193 (193) 297 (297) 338 (338) 479 (479)																																																		
			歯	ニッケルクロム合金 185 (185) 279 (279) 318 (318) 455 (455)																																																		
			14 (ブリッジの支台とKとして使用する場合)	649 (649) 837 (837)																																																		
ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)		ジャケット冠392 (392) + 人工歯料 (人工歯料の点数は本早見表(3)に掲載)																																																			
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ワンピースキャストブリッジ</th> <th colspan="2">その他のブリッジ</th> </tr> <tr> <th>5歯以下</th> <th>6歯以上</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>印象採得料</th> <td>275 (413)</td> <td>326 (489)</td> <td colspan="2">40 (60)</td> </tr> <tr> <th>咬合採得料</th> <td>70 (105)</td> <td>140 (210)</td> <td colspan="2">70 (105)</td> </tr> <tr> <th>リテイナー (支台形成後の算定)</th> <td>100 (150)</td> <td>300 (450)</td> <td>100 (150)</td> <td>300 (450)</td> </tr> <tr> <th>試適料 (前歯部に係る場合)</th> <td>40 (60)</td> <td>80 (120)</td> <td colspan="2">40 (60)</td> </tr> <tr> <th>装着料</th> <td>150 (225)</td> <td>300 (450)</td> <td colspan="2">70 (105)</td> </tr> <tr> <th>仮着料</th> <td>40 (60)</td> <td>80 (120)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		ワンピースキャストブリッジ		その他のブリッジ		5歯以下	6歯以上			印象採得料	275 (413)	326 (489)	40 (60)		咬合採得料	70 (105)	140 (210)	70 (105)		リテイナー (支台形成後の算定)	100 (150)	300 (450)	100 (150)	300 (450)	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)	40 (60)		装着料	150 (225)	300 (450)	70 (105)		仮着料	40 (60)	80 (120)				硬質レジンジャケット冠 {光重合963 (963) 加熱重合758 (758)												
			ワンピースキャストブリッジ		その他のブリッジ																																																	
		5歯以下	6歯以上																																																			
印象採得料	275 (413)	326 (489)	40 (60)																																																			
咬合採得料	70 (105)	140 (210)	70 (105)																																																			
リテイナー (支台形成後の算定)	100 (150)	300 (450)	100 (150)	300 (450)																																																		
試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)	40 (60)																																																			
装着料	150 (225)	300 (450)	70 (105)																																																			
仮着料	40 (60)	80 (120)																																																				
			乳歯金属冠229 (329) 注) 鑄造歯冠修復、ジャケット冠、硬質レジンジャケット冠、乳歯金属冠は材料料を含む。装着料・装着材料料は別算定。																																																			
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》																																																					
	<table border="1"> <tr> <th>歯冠補綴物</th> <th>5歯以下ブリッジ</th> <th>6歯以上ブリッジ</th> </tr> <tr> <td>100</td> <td>330</td> <td>440</td> </tr> </table>	歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ	100	330	440																																															
	歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ																																																			
	100	330	440																																																			
注) ○5歯以下: 支台歯とボンテック (ダミー) の数の合計が5歯以下の場合 ○6歯以上: 支台歯とボンテック (ダミー) の数の合計が6歯以上の場合 注) 当該補綴物の装着時に算定する。	○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 ○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定) ○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く鑄造歯冠修復、前装製造冠、ジャケット冠、硬質レジンジャケット冠である。	○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○乳歯はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。																																																				
ブリッジ			ボンテック (ダミー) (1歯につき) (材料料を含む)																																																			
			<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">鑄</th> <th colspan="2">金パラ</th> <th>大白歯</th> <td>679 (679)</td> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>小白歯</th> <td>617 (617)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">造</th> <th>その他</th> <th>ニッケルクロム合金</th> <th colspan="2">大・小白歯</th> </tr> <tr> <th>銀合金</th> <th>合金</th> <td colspan="2">458 (458)</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">金</th> <th colspan="2">14 K</th> <th>前歯</th> <td>1099 (1099) + 人工歯料</td> </tr> <tr> <th colspan="2">金パラ</th> <th>小白歯</th> <td>876 (876) + 人工歯料</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">属</th> <th colspan="2"></th> <th>前歯</th> <td>850 (850) + 人工歯料</td> </tr> <tr> <th>その他</th> <th>ニッケルクロム合金</th> <th colspan="2">前・小白歯</th> </tr> <tr> <th>裏</th> <th>銀合金</th> <th>合金</th> <td colspan="2">768 (768) + 人工歯料</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">装</th> <th colspan="2">金パラ</th> <th>前歯</th> <td>1325 (1325)</td> </tr> <tr> <th>その他</th> <th>ニッケルクロム合金</th> <th>前歯</th> <td>1212 (1212)</td> </tr> </table>	鑄	金パラ		大白歯	679 (679)			小白歯	617 (617)	造	その他	ニッケルクロム合金	大・小白歯		銀合金	合金	458 (458)		金	14 K		前歯	1099 (1099) + 人工歯料	金パラ		小白歯	876 (876) + 人工歯料	属			前歯	850 (850) + 人工歯料	その他	ニッケルクロム合金	前・小白歯		裏	銀合金	合金	768 (768) + 人工歯料		装	金パラ		前歯	1325 (1325)	その他	ニッケルクロム合金	前歯	1212 (1212)	
	鑄	金パラ			大白歯	679 (679)																																																
				小白歯	617 (617)																																																	
造	その他	ニッケルクロム合金	大・小白歯																																																			
	銀合金	合金	458 (458)																																																			
金	14 K		前歯	1099 (1099) + 人工歯料																																																		
	金パラ		小白歯	876 (876) + 人工歯料																																																		
属			前歯	850 (850) + 人工歯料																																																		
	その他	ニッケルクロム合金	前・小白歯																																																			
裏	銀合金	合金	768 (768) + 人工歯料																																																			
装	金パラ		前歯	1325 (1325)																																																		
	その他	ニッケルクロム合金	前歯	1212 (1212)																																																		
			注) ボンテック人工歯料は本早見表(3)に掲載。																																																			
			冠及びボンテックの修理																																																			
			<table border="1"> <tr> <th>前装製造冠</th> <th>窩洞形成 + 充填 + 材料料</th> </tr> <tr> <td>前装製造ボンテック</td> <td>54 100 11又は5</td> </tr> <tr> <th>歯冠維持冠、レジンジャケット冠、ボンテック</th> <th>修理 + 人工歯料</th> </tr> <tr> <td></td> <td>70</td> </tr> </table>	前装製造冠	窩洞形成 + 充填 + 材料料	前装製造ボンテック	54 100 11又は5	歯冠維持冠、レジンジャケット冠、ボンテック	修理 + 人工歯料		70																																											
前装製造冠	窩洞形成 + 充填 + 材料料																																																					
前装製造ボンテック	54 100 11又は5																																																					
歯冠維持冠、レジンジャケット冠、ボンテック	修理 + 人工歯料																																																					
	70																																																					

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(平成22年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な障害者を診療した場合の点数。
 歯科訪問診療料算定患者については項目の左に*印を付した診療行為を行った場合に《 》の点数を算定し、それ以外の行為は所定点数を算定。
 歯冠修復物及び欠損補綴物についてのクラウン・ブリッジ維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数は下段の太枠を参照。

有床義歯	印象採得料 (1装置につき) 単純印象 { 簡単なもの 40 (60) { 困難なもの 70 (105) 連合印象 225 (338) 特殊印象 265 (398)		有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定)																																																																																								
	咬合採得料 (1装置につき) 少数歯欠損 (1床1歯~8歯) 55 (83) 多数歯欠損 (1床9歯~14歯) 185 (278) 総義歯 280 (420)		<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">レジン床義歯</th> <th colspan="2">熱可塑性義歯</th> </tr> <tr> <th colspan="2">床適合</th> <th colspan="2">床適合</th> </tr> <tr> <th rowspan="4">局部義歯</th> <th>1歯~4歯</th> <td>612 (642)</td> <td>265 (398)</td> <td>778 (808)</td> <td>265 (398)</td> </tr> <tr> <th>5歯~8歯</th> <td>739 (769)</td> <td>310 (465)</td> <td>1008 (1038)</td> <td>310 (465)</td> </tr> <tr> <th>9歯~11歯</th> <td>1025 (1085)</td> <td>460 (690)</td> <td>1288 (1348)</td> <td>460 (690)</td> </tr> <tr> <th>12歯~14歯</th> <td>1438 (1498)</td> <td>660 (990)</td> <td>1918 (1978)</td> <td>660 (990)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">総義歯</th> <td>2300 (2415)</td> <td>980 (1470)</td> <td>3058 (3173)</td> <td>980 (1470)</td> </tr> </table> 装着料 少数歯欠損 (1歯~8歯) 60 (90) 多数歯欠損 (9歯~14歯) 120 (180) 総義歯 230 (345)				レジン床義歯		熱可塑性義歯		床適合		床適合		局部義歯	1歯~4歯	612 (642)	265 (398)	778 (808)	265 (398)	5歯~8歯	739 (769)	310 (465)	1008 (1038)	310 (465)	9歯~11歯	1025 (1085)	460 (690)	1288 (1348)	460 (690)	12歯~14歯	1438 (1498)	660 (990)	1918 (1978)	660 (990)	総義歯		2300 (2415)	980 (1470)	3058 (3173)	980 (1470)																																																		
		レジン床義歯		熱可塑性義歯																																																																																							
		床適合		床適合																																																																																							
局部義歯	1歯~4歯	612 (642)	265 (398)	778 (808)	265 (398)																																																																																						
	5歯~8歯	739 (769)	310 (465)	1008 (1038)	310 (465)																																																																																						
	9歯~11歯	1025 (1085)	460 (690)	1288 (1348)	460 (690)																																																																																						
	12歯~14歯	1438 (1498)	660 (990)	1918 (1978)	660 (990)																																																																																						
総義歯		2300 (2415)	980 (1470)	3058 (3173)	980 (1470)																																																																																						
床義歯	仮床試適料 (1床につき) 少数歯欠損 (1床1歯~8歯) 40 (60) 多数歯欠損 (1床9歯~14歯) 100 (150) 総義歯 190 (285)		人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠、ボンテック (前歯・小白歯))																																																																																								
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">材料</th> <th colspan="2">前歯部</th> <th colspan="2">小・白歯部</th> </tr> <tr> <th>両側</th> <th>片側</th> <th>両側</th> <th>片側</th> </tr> <tr> <td>レジン歯</td> <td>25</td> <td>13</td> <td>27</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>熱可塑性樹脂</td> <td>63</td> <td>32</td> <td>83</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>硬質レジン歯</td> <td>59</td> <td>30</td> <td>77</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>床用陶歯</td> <td>179</td> <td>90</td> <td>97</td> <td>48</td> </tr> </table> 補綴隙 (1個につき) 30 (30) 白歯金属歯 (1歯につき) 12 (12)		材料	前歯部		小・白歯部		両側	片側	両側	片側	レジン歯	25	13	27	13	熱可塑性樹脂	63	32	83	41	硬質レジン歯	59	30	77	39	床用陶歯	179	90	97	48	有床義歯修理 (装着料を含む) <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">6月以内の修理</th> </tr> <tr> <td>*少数歯欠損 (1歯~8歯)</td> <td>250 (375)《360》</td> <td>140 (210)《195》</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*多数歯欠損 (9歯~14歯)</td> <td>280 (420)《390》</td> <td>170 (255)《225》</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*総義歯</td> <td>335 (503)《445》</td> <td>225 (338)《280》</td> <td></td> </tr> </table> 歯科技工加算 (院内技工士により2日以内に修理の場合) +20 (+30) 注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。				6月以内の修理		*少数歯欠損 (1歯~8歯)	250 (375)《360》	140 (210)《195》		*多数歯欠損 (9歯~14歯)	280 (420)《390》	170 (255)《225》		*総義歯	335 (503)《445》	225 (338)《280》																																											
材料	前歯部			小・白歯部																																																																																							
	両側	片側	両側	片側																																																																																							
レジン歯	25	13	27	13																																																																																							
熱可塑性樹脂	63	32	83	41																																																																																							
硬質レジン歯	59	30	77	39																																																																																							
床用陶歯	179	90	97	48																																																																																							
		6月以内の修理																																																																																									
*少数歯欠損 (1歯~8歯)	250 (375)《360》	140 (210)《195》																																																																																									
*多数歯欠損 (9歯~14歯)	280 (420)《390》	170 (255)《225》																																																																																									
*総義歯	335 (503)《445》	225 (338)《280》																																																																																									
在宅	歯科訪問診療料 (1日につき) (初・再診料を含む) <table border="1"> <tr> <th colspan="3">同一の建物において</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">患者1人</th> <th>20分以上</th> <td>歯科訪問診療1...830</td> </tr> <tr> <th>20分未満</th> <td>初・再診料</td> </tr> <tr> <th>複数患者</th> <td>歯科訪問診療2...380</td> <td></td> </tr> </table> 在宅患者等急性歯科疾患対応加算 (急性対応) については一初診中 1回目...+232 2回目以降...+90 地域医療連携体制加算 (1回のみ) (文書提供必要) 300		同一の建物において			患者1人	20分以上	歯科訪問診療1...830	20分未満	初・再診料	複数患者	歯科訪問診療2...380		歯科疾患在宅療養管理料 (月1回) (歯科疾患管理料の併算定は不可) (文書提供が必要) <table border="1"> <tr> <td>在宅療養支援歯科診療所の場合</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>口腔機能管理加算</td> <td>+50</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>機械的歯面清掃加算 (2月毎、SPT算定当日は不可)</td> <td>+60</td> </tr> </table> 在宅患者歯科治療総合医療管理料 (月1回) 140 (医科からの紹介により在宅で総合的医療管理を行った場合) 在宅患者連携指導料 (月1回) (他職種との連携) 900 (医療関係職種間で文書等により情報共有し、これに基づき指導を行った場合) 在宅患者緊急時等カンファレンス料 (月2回まで) 200 (医療関係職種等がカンファレンスを行い、その結果を踏まえて指導した場合) (基本診療料及び歯科訪問診療料の算定は不可)		在宅療養支援歯科診療所の場合	140	口腔機能管理加算	+50	その他の場合	130	機械的歯面清掃加算 (2月毎、SPT算定当日は不可)	+60																																																																				
	同一の建物において																																																																																										
患者1人	20分以上	歯科訪問診療1...830																																																																																									
	20分未満	初・再診料																																																																																									
複数患者	歯科訪問診療2...380																																																																																										
在宅療養支援歯科診療所の場合	140																																																																																										
口腔機能管理加算	+50																																																																																										
その他の場合	130																																																																																										
機械的歯面清掃加算 (2月毎、SPT算定当日は不可)	+60																																																																																										
<<クラウン・ブリッジ維持管理未届出医療機関に関わる70/100の点数>>																																																																																											
歯冠形成 (1歯につき) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">鑄造冠</th> <th rowspan="2">ジャケット冠</th> </tr> <tr> <th>前歯3/4冠</th> <th>前装鑄造冠</th> <th>1/5冠・FCK</th> </tr> <tr> <td>生PZ</td> <td>553</td> <td>553</td> <td>210</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>失PZ</td> <td>441</td> <td>441</td> <td>112</td> <td>112</td> </tr> </table> 失活歯金属コア加算 (前装鑄造冠、全部鑄造冠、ジャケット冠) +21			鑄造冠			ジャケット冠	前歯3/4冠	前装鑄造冠	1/5冠・FCK	生PZ	553	553	210	210	失PZ	441	441	112	112	窩洞形成 (KP) (複雑なもの) (インレー支台ブリッジのみ) 80 支台築造 (材料料を含む) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">大</th> <th rowspan="2">前・小</th> </tr> <tr> <th>メタルコア</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td>169</td> <td>120</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>109</td> </tr> </table>			大		前・小	メタルコア	その他		169	120	134				109																																																								
	鑄造冠			ジャケット冠																																																																																							
	前歯3/4冠	前装鑄造冠	1/5冠・FCK																																																																																								
生PZ	553	553	210	210																																																																																							
失PZ	441	441	112	112																																																																																							
	大		前・小																																																																																								
	メタルコア	その他																																																																																									
	169	120	134																																																																																								
			109																																																																																								
印象採得料 (1個につき) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">支台築造</th> </tr> <tr> <th>単純</th> <th>連合</th> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>42</td> <td>42</td> </tr> </table>			支台築造		単純	連合		14	21		42	42	ブリッジ平行測定 (1装置につき) <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>支台歯とボンテック (ダミー) 数の合計が5歯以下</th> <th>支台歯とボンテック (ダミー) 数の合計が6歯以上</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>35</td> <td>70</td> </tr> </table>				支台歯とボンテック (ダミー) 数の合計が5歯以下	支台歯とボンテック (ダミー) 数の合計が6歯以上			35	70																																																																					
	支台築造																																																																																										
	単純	連合																																																																																									
	14	21																																																																																									
	42	42																																																																																									
		支台歯とボンテック (ダミー) 数の合計が5歯以下	支台歯とボンテック (ダミー) 数の合計が6歯以上																																																																																								
		35	70																																																																																								
咬合採得料 (1個につき) 10 装着料 (1個につき) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">鑄造歯冠修復</th> </tr> <tr> <th>硬質レジンジャケット冠</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td>32</td> <td>21</td> </tr> </table>			鑄造歯冠修復		硬質レジンジャケット冠	その他		32	21	顎運動関連検査 (1装置につき) 266 { 下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA) } の場合 { チェックバイト検査 (ChB), バントグラフ描記法 (Pig) }																																																																																	
	鑄造歯冠修復																																																																																										
	硬質レジンジャケット冠	その他																																																																																									
	32	21																																																																																									
鑄造歯冠修復 (材料料を含む) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">前歯小臼歯</th> <th colspan="2">前歯3/4冠</th> <th colspan="2">1/5冠</th> <th colspan="2">FCK</th> <th colspan="2">前装鑄造冠</th> </tr> <tr> <th>金</th> <th>銀</th> <th>金</th> <th>銀</th> <th>金</th> <th>銀</th> <th>金</th> <th>銀</th> </tr> <tr> <td></td> <td>383</td> <td>279</td> <td>341</td> <td>237</td> <td>468</td> <td>337</td> <td>1016</td> <td>878</td> </tr> <tr> <td></td> <td>265</td> <td>223</td> <td>223</td> <td>223</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>839</td> <td></td> </tr> <tr> <th rowspan="2">大臼歯</th> <th colspan="2">前歯3/4冠</th> <th colspan="2">1/5冠</th> <th colspan="2">FCK</th> <th colspan="2">前装鑄造冠</th> </tr> <tr> <th>金</th> <th>銀</th> <th>金</th> <th>銀</th> <th>金</th> <th>銀</th> <th>金</th> <th>銀</th> </tr> <tr> <td></td> <td>390</td> <td>245</td> <td>390</td> <td>245</td> <td>530</td> <td>346</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>322</td> <td>225</td> <td>225</td> <td>225</td> <td>322</td> <td>322</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">14K (ブリッジの支台として使用する場合)</th> <td colspan="2">726</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		前歯小臼歯	前歯3/4冠		1/5冠		FCK		前装鑄造冠		金	銀	金	銀	金	銀	金	銀		383	279	341	237	468	337	1016	878		265	223	223	223	320	320	839		大臼歯	前歯3/4冠		1/5冠		FCK		前装鑄造冠		金	銀	金	銀	金	銀	金	銀		390	245	390	245	530	346				322	225	225	225	322	322			14K (ブリッジの支台として使用する場合)		726								硬質レジンジャケット冠 <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>光重合</th> <th>加熱重合</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>738</td> <td>533</td> </tr> </table>				光重合	加熱重合			738	533
前歯小臼歯	前歯3/4冠		1/5冠		FCK		前装鑄造冠																																																																																				
	金	銀	金	銀	金	銀	金	銀																																																																																			
	383	279	341	237	468	337	1016	878																																																																																			
	265	223	223	223	320	320	839																																																																																				
大臼歯	前歯3/4冠		1/5冠		FCK		前装鑄造冠																																																																																				
	金	銀	金	銀	金	銀	金	銀																																																																																			
	390	245	390	245	530	346																																																																																					
	322	225	225	225	322	322																																																																																					
14K (ブリッジの支台として使用する場合)		726																																																																																									
		光重合	加熱重合																																																																																								
		738	533																																																																																								
ジャケット冠 275 + 人工歯料		テンポラリークラウン 21 ブリッジ (1装置につき) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">ワンピースキャストブリッジ</th> <th rowspan="2">その他のブリッジ</th> </tr> <tr> <th>5歯以下</th> <th>6歯以上</th> </tr> <tr> <td>印象採得料</td> <td>193</td> <td>228</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>咬合採得料</td> <td>49</td> <td>98</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>リテーナー (支台形成後の算定)</td> <td>70</td> <td>210</td> <td>70 210</td> </tr> <tr> <td>試適料 (前歯部に係る場合)</td> <td>28</td> <td>56</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>装着料</td> <td>105</td> <td>210</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>仮装着料</td> <td>28</td> <td>56</td> <td></td> </tr> </table>			ワンピースキャストブリッジ		その他のブリッジ	5歯以下	6歯以上	印象採得料	193	228	28	咬合採得料	49	98	49	リテーナー (支台形成後の算定)	70	210	70 210	試適料 (前歯部に係る場合)	28	56	28	装着料	105	210	49	仮装着料	28	56																																																											
	ワンピースキャストブリッジ		その他のブリッジ																																																																																								
	5歯以下	6歯以上																																																																																									
印象採得料	193	228	28																																																																																								
咬合採得料	49	98	49																																																																																								
リテーナー (支台形成後の算定)	70	210	70 210																																																																																								
試適料 (前歯部に係る場合)	28	56	28																																																																																								
装着料	105	210	49																																																																																								
仮装着料	28	56																																																																																									
鑄造 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">その他</th> <th colspan="2">金</th> <th colspan="2">ニッケルクロム合金</th> </tr> <tr> <th>金</th> <th>銀</th> <th>金</th> <th>銀</th> </tr> <tr> <td></td> <td>551</td> <td>489</td> <td>330</td> <td></td> </tr> </table>		その他	金		ニッケルクロム合金		金	銀	金	銀		551	489	330		ボンテック (ダミー) (1歯につき) (材料料を含む) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">前装鑄造</th> <th colspan="2">金</th> <th colspan="2">ニッケルクロム合金</th> </tr> <tr> <th>金</th> <th>銀</th> <th>金</th> <th>銀</th> </tr> <tr> <td></td> <td>973</td> <td>860</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		前装鑄造	金		ニッケルクロム合金		金	銀	金	銀		973	860																																																														
その他	金		ニッケルクロム合金																																																																																								
	金	銀	金	銀																																																																																							
	551	489	330																																																																																								
前装鑄造	金		ニッケルクロム合金																																																																																								
	金	銀	金	銀																																																																																							
	973	860																																																																																									

注) ○著しく歯科診療が困難な障害者の点数は、全身麻酔を行った場合は算定できない。
 ○6歳未満の乳幼児が著しく歯科診療が困難な障害者であった場合については、6歳未満の乳幼児加算のみを算定する。